

宮 城 県 公 報

令和 7 年 10 月 21 日（火）
定期第 642 号

目 次

告示

- 道路の区域変更（2 件）（道路課）
- 道路の供用開始（同）

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（水産業振興課）
- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）

選挙管理委員会

- 同時選挙の期日（選挙管理委員会事務局）
- 同時選挙における投票及び開票の順序（同）

労働委員会

- 宮城県労働委員会あっせん員候補者の告示（労働委員会事務局審査調整課）

宮城県告示第614号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和 7 年 10 月 21 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 10 月 21 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 347 号
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
加美郡加美町漆沢筒砂子無番地先から 同郡加美町漆沢筒砂子無番地先まで	前	10.2 ～ 27.0	169.2
	後	10.2 ～ 39.2	178.6

宮城県告示第615号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和 7 年 10 月 21 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 10 月 21 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 塩釜七ヶ浜多賀城線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
宮城郡七ヶ浜町東宮浜字小田 36 番 1 地 先から 同郡七ヶ浜町東宮浜字小田 61 番 1 地先 まで	前	11.3～30.2	83.7
	後	11.0～29.6	83.7

宮城県告示第616号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和 7 年 10 月 21 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 10 月 21 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種 類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	457 号	大崎市岩出山池月字上宮埋ヶ森 30 番 1 地先から 同市岩出山池月字上宮埋ヶ森 30 番 1 地先まで	令和 7 年 10 月 30 日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和 7 年 10 月 21 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達案件及び数量 令和 7 年度宮城県漁業調査指導船「みやしお」一般整備工事及び無線局定期検査
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 宮城県内の造船所

2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

下記の(1)から(8)までのすべてを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- (3) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていたと認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(8) 造船法（昭和 25 年法律 129 号）第 2 条第 1 項の許可を受けている者又は小型船造船業法（昭和 41 年法律 119 号）第 4 条の登録を受けている者であること。

3 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されていない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、令和 7 年 10 月 27 日（月）午後 5 時までに以下へ提出すること。

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県出納局契約課管理班（電話 022-211-3335）

4 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムの利用

ア 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、あらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない

(2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県水産林政部水産業振興課企画推進班（電話 022-211-2935）

(3) 本船公開日

女川港南側岸壁に係留している漁業調査指導船「みやしお」の公開は令和 7 年 10 月 31 日（金）までとする。現場確認を希望する者は必ず日程調整のため、事前に水産技術総合センター漁業調査指導船「みやしお」（電話 090-3023-6582）に連絡すること。

(4) 入札説明書及び仕様書の交付期限

令和 7 年 11 月 14 日（金）まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和 7 年 11 月 12 日（水）午後 5 時までに（2）あて申し出ること。

(5) 入札説明書等に対する質問

ア 受付方法

仕様書の内容等についての質問は、システムによる入札参加希望者にあつては電子調達システムへの入力により、紙入札参加希望者にあつては書面により提出すること。

イ 受付期限

令和 7 年 10 月 31 日（金）午後 5 時まで

ウ 回答方法

質問提出者の別を問わずすべての質問及び回答をとりまとめ、電子調達システムの入札情報サービス（URL: <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kst.html>）内で行う。

エ 回答予定日時

令和 7 年 11 月 5 日（水）

(6) 一般競争入札参加資格審査

ア 電子調達システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和

7 年 11 月 6 日（木）から令和 7 年 11 月 14 日（金）までの間に必要書類を作成の上、電子調達システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和 7 年 11 月 6 日（木）から令和 7 年 11 月 14 日（金）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ 一般入札参加資格の結果は、令和 7 年 11 月 19 日（水）に電子調達システムにより送信する。ただし、郵送及び持参による申請の場合は、提出を受けた封筒を用い、令和 7 年 11 月 19 日（水）以降に郵送により通知する。

エ 審査の結果、入札の参加資格を得た者であっても、落札者決定の日までにおいて、2 に掲げる要件に該当しなくなったときは、入札の参加資格を失うものとする。

（7）入札書の提出期限

ア 電子調達システムにより入札する場合

入札期間 令和 7 年 11 月 20 日（木）午前 9 時から令和 7 年 12 月 1 日（月）午後 5 時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

郵送の場合は、令和 7 年 12 月 1 日（月）午後 5 時まで。郵送に当たっては、調達案件名及び開札日を中封筒に記載し、入札書在中の旨外封筒に朱書きのうえ、配達証明付書留郵便にて 2 の場所に提出すること。なお、期限を過ぎて提出された入札書はいかなる事由があっても受理しない。

持参の場合は、（8）の開札の日時まで開札場所に提出すること。

（8）開札の日時及び場所

令和 7 年 12 月 2 日（火）午前 10 時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 宮城県行政庁舎 12 階水産林政部会議室

5 入札に参加することができない者

2 に定める資格を有しない者及び 4 の（6）における審査により資格を有しないとされた者。

6 その他

（1）使用言語及び通貨等

本件の入札、契約及び業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。

（2）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

財務規則（昭和 39 年宮城県規則第 7 号）第 98 条第 1 項第 3 号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは同第 97 条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

イ 契約保証金

財務規則第 113 条及び第 114 条の規定による。

（3）入札の無効

入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札並びに「物品調達等に係る競争入札参加心得」の第 9 条に該当する入札は、無効とする。

なお、入札参加資格がある旨確認された者であっても、開札時点において 2 に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

（4）入札金額の記載方法

契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（5）落札者の決定の方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。なお、これ以外の者を落札者とすることはない。

(6) 契約書の作成の要否

要

(7) 申請書等の作成に関する経費

申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(8) 詳細は入札説明書による。

7 概要

Summary

(1) Nature of Service to be Procured:

General maintenance and periodic inspection of radio communication station for Miyagi Prefectural fisheries research guidance vessel “Miyashio” for fiscal year 2025

(2) Quantity of Service to be Procured: One set

(3) Contract Period

From day of contract settlement to March 31, 2026

(4) Deadline and Place for Bid Submission:

December 1, 2025 (Mon.), 5:00PM

Planning and Promotion Section, Fisheries Industry Promotion Division, Fisheries and Forestry Department, Miyagi Prefectural Government

(5) Time and Place for Bid Selection:

December 2, 2025 (Tue.), 10:00AM

Fisheries and Forestry Department Meeting Room

(6) Contact Information:

Planning and Promotion Section, Fisheries Industry Promotion Division, Fisheries and Forestry Department,

Miyagi Prefectural Government Building 12th floor 3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture

980-8570 Japan Tel: 022-211-2935

(7) Language and Currency Used in Contract Procedures:

Japanese and Japanese yen only

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 7 年 10 月 21 日

1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
大衡村大瓜字四反田 90 番 24、90 番 25

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

大衡村大衡字尾西 122 番地 1
合同会社 N S ジャパン

官選管告示第 85 号

本吉郡南三陸町の町長選挙及び本吉郡南三陸町の議会議員選挙は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 119 条第 2 項の規定により、令和 7 年 10 月 26 日執行の宮城県知事選挙と同時にこれを行う。

令和 7 年 10 月 21 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

官選管告示第 86 号

令和 7 年 10 月 26 日執行の宮城県知事選挙並びに同時に行う南三陸町長選挙及び南三陸町議会議員選挙の投票及び開票の順序は、次のとおりとする。

令和 7 年 10 月 21 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

- 1 宮城県知事選挙
- 2 南三陸町長選挙
- 3 南三陸町議会議員選挙

宮城県労働委員会告示第5号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により委嘱している宮城県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

令和7年10月21日

宮城県労働委員会

会 長 水 野 紀 子

宮城県労働委員会あつせん員候補者名簿

(令和7年10月1日現在)

氏 名	現 職	主 要 経 歴	委嘱年月日
水 野 紀 子	宮城県労働委員会委員 白鷗大学法学部教授	東北大学大学院法学研究科長	令6. 4. 1
岡 崎 貞 悦	宮城県労働委員会委員 弁 護 士	弁 護 士	令6. 4. 1
豊 田 耕 史	宮城県労働委員会委員 弁 護 士	弁 護 士	令6. 4. 1
佐々木 く み	宮城県労働委員会委員 東北学院大学法学部法律学科教授		令6. 4. 1
桑 村 裕美子	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授		令7. 10. 1
佐 竹 一 則	宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会宮城県連合会 事務局長		令6. 4. 1
北 舘 和 彦	宮城県労働委員会委員 自治労宮城県本部中央副執行委員長		令6. 4. 1
佐 藤 友 彦	宮城県労働委員会委員 宮城民主医療機関労働組合書記長		令6. 4. 1
鈴 木 謙 一	宮城県労働委員会委員 東北電力労働組合宮城県本部委員長		令6. 4. 1
新 山 齊	宮城県労働委員会委員 U Aゼンセン宮城県支部支部長		令7. 1. 1
大 内 栄 治	宮城県労働委員会委員	株式会社七十七銀行取締役	令6. 4. 1
伊 藤 光 芳	宮城県労働委員会委員	株式会社本山製作所 執行役員管理本部長	令6. 4. 1
小野木 克 之	宮城県労働委員会委員	株式会社河北新報社専務取締役	令6. 4. 1
飯 野 守	宮城県労働委員会委員 一般社団法人宮城県経営者協会 専務理事		令6. 8. 1
菅 野 淳	宮城県労働委員会委員 東北電力株式会社人財部部長		令7. 6. 1
菊 池 弘 之	宮城県労働委員会事務局長		令7. 4. 1
笹 森 博 樹	宮城県労働委員会事務局 副事務局長兼審査調整課長		令6. 4. 1